

まちづくりのルールについて  
考えてみませんか？



～市民と行政の協働で元気なまちへ～

# 橋本市の自治と協働を はぐくむ条例

解説書

平成30年9月26日制定

平成31年4月1日施行



平成30年 10月

橋本市 総合政策部 政策企画室

# 目次

## I 条例策定の経過について

- 1 条例の必要性と背景 .....2

## II 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について

- 1 条例の構成 .....3
- 2 条例の説明
  - (1) 条例名称 .....4
  - (2) 前文 .....5
  - (3) 第1章 総則 .....6
  - (4) 第2章 市民 .....11
  - (5) 第3章 市議会 .....12
  - (6) 第4章 市長等及び職員 .....13
  - (7) 第5章 地域づくり .....15
  - (8) 第6章 市政運営 .....18
  - (9) 第7章 条例の位置付け .....21
  - (10) 第8章 条例の検証及び見直し .....22

## III 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

- 1 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例（全文） .....23

## I 条例策定の経過について

### 1 条例の必要性と背景

これまでも橋本市では、区・自治会をはじめ、様々なボランティアグループやNPO法人等と連携し、市民と行政の協働を進めてきました。平成20年3月には「橋本市協働の基本指針」を策定し、市民と行政の協働のあり方やこれからの協働を推進するための方向性を示しています。

しかし、それ以降、人口減少や少子高齢化がますます進展し、行政主導によるサービスの提供が困難となることが現実味を帯びてきたこと等により、市民の自主的なまちづくりを支援し、市民の力を活かした協働のまちづくりをこれまで以上に進める必要性が増してきました。

そのためには、橋本市のまちづくりの基本となる事項を条例として明文化し、これを今後の橋本市のまちづくりの拠り所とすることが必要だと考え、橋本市自治基本条例策定委員会を設置しました。条例の策定についての附属機関が設けられたのは、策定委員会が初めてであり、策定委員会では、市民の目線から見た将来に向けた橋本市のまちづくりのあり方を議論し、条例素案としてまとめました。

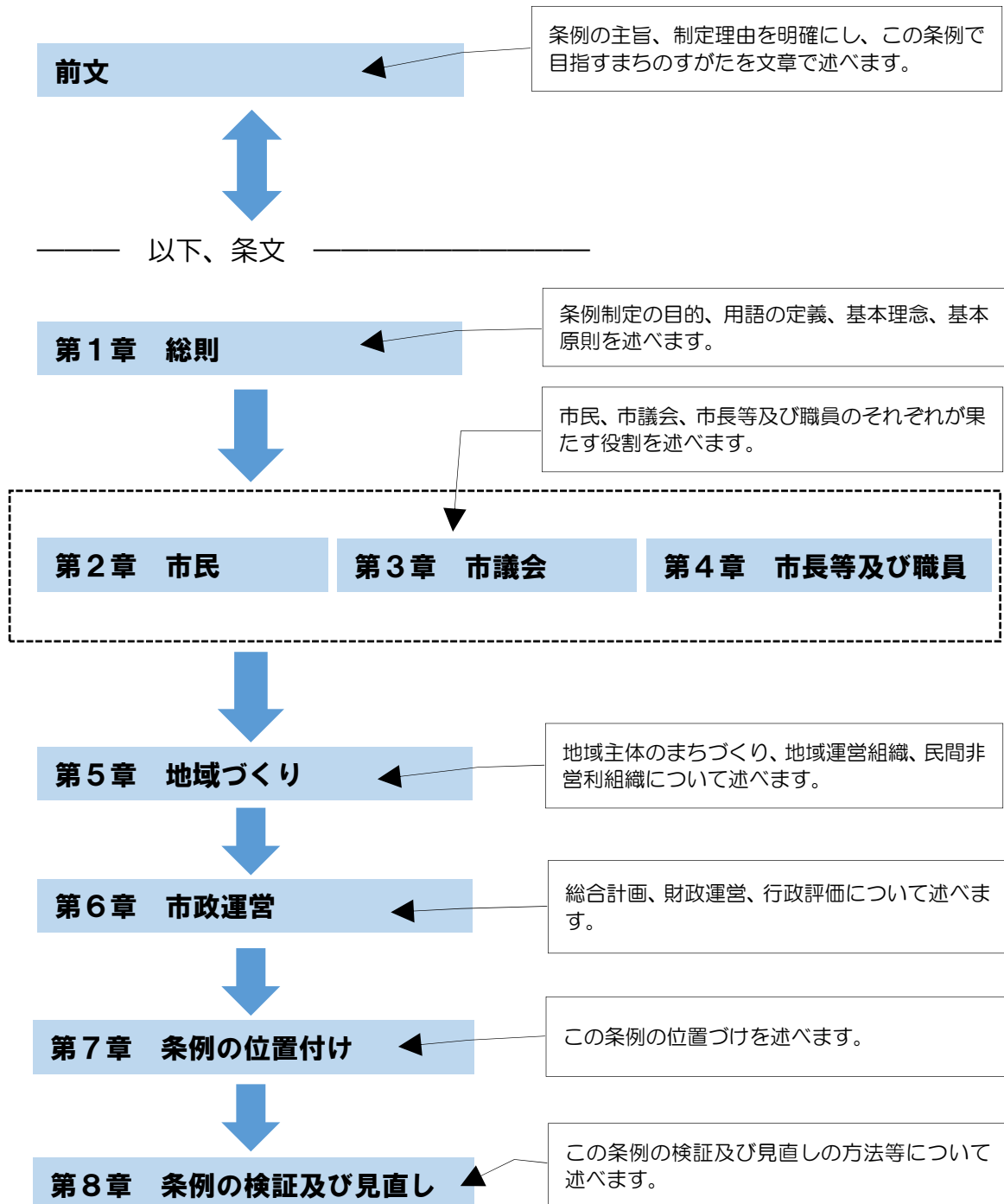
市では、「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」として提出された条例素案について検討を重ね、市民と行政の協働で元気なまちづくりを目指す条例を作成しました。

この条例は、これからのまちづくりの旗印として、市民と市が力を合わせて元気なまちをつくろうと策定に取り組みました。この条例を旗印にし、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めることを目的としています。

なお、この条例の特徴として、地方自治法や市の他の例規などで既に定められている内容についてはこの条例に盛り込まないこととしています。そのため、この条例に定めている事項は、他の法令・例規で既に定められていることを前提とし、尊重した上で規定しています。

## II 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について

### 1 条例の構成



## 2 条例の説明

《条例の説明について》

第1条 目的

第1章 総則  
(目的)  
第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

【趣旨】

この条例が何を目的として制定するのか、どのかを記述しています。  
この条例制定の目的を、協働によるまちづくり社会を創出することとしました。そのための橋の基本理念と基本原則を明らかにする旨を述べ

条例を記述しています。

その条文が定めていることや、その条文についての考え方などを記述しています。

### (1) 条例名称

#### ▼名称

## 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

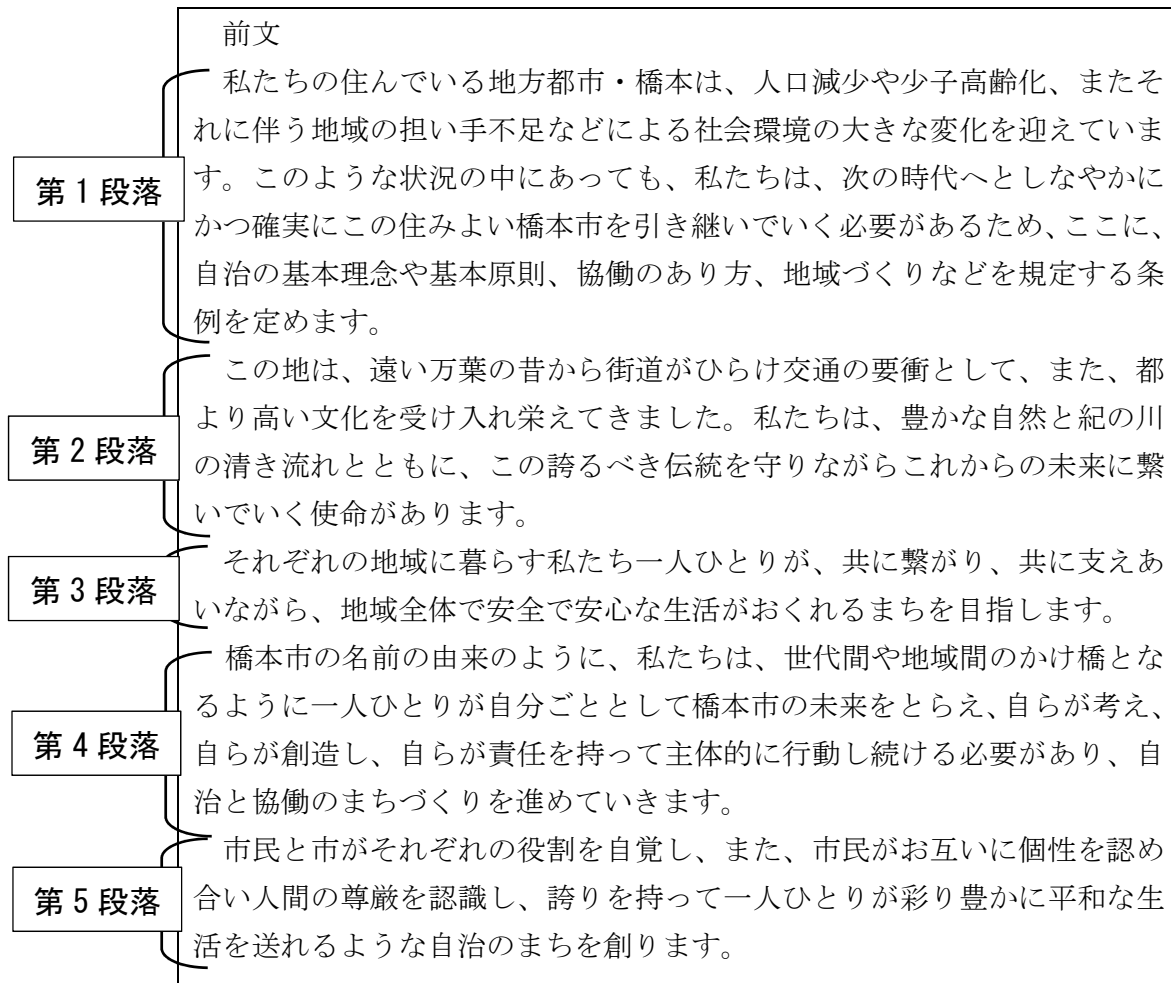
#### 【趣旨】

条例の名称については、この条例の内容や趣旨がわかるような名称とすること、親しみやすさ、やわらかさ等を考慮し、案のとおりとしました。

この条例は、市民の「自分たちのまちを自分たちで良くしたい」という気持ちを後押しするための条例であるとともに、これからのまちづくりを市民と行政の協働で行なっていくための旗印であると考えます。そして、市民と市が協働し、一体となってまちづくりを行ない、強い連帯による自立した自治を目指していくことが大切だと考えました。

「はぐくむ」という言葉には、橋本市における自治と協働を、愛情をもってみんなで大事に守って育てていきたいという想いを込めています。

## (2) 前文



## 【趣旨】

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有することで、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

## (第1段落) 条例制定の背景とその必要性

この条例の制定が必要となる背景とその必要性や、この条例で規定する内容を記述しています。

社会的背景も条例制定のきっかけのひとつであり、条例の趣旨と密接に関係していることや、次の時代へも制定時の考え方を理解していただく必要があることから、条例制定時の社会的背景について

も前文に記述しています。

(第2段落) 歴史・文化・自然環境

橋本市が歩んできた歴史や育んできた文化、豊かな自然環境など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ旨を記述しています。

(第3段落) 目指すべきまちの将来像

橋本市がこれから目指すべきまちの将来像を記述しています。

(第4段落) 将来像を実現するための基本的な考え方

第3段落で述べた将来像を実現するために、どのように行動するか基本的な考え方を記述しています。

(第5段落) 私たちが目指す最終的な自治の姿

市民と市、市全体が協働して目指す最終的な橋本市における自治の姿を記述しています。

### (3) 第1章 総則

#### 第1条 目的

##### 第1章 総則

(目的)

第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

#### 【趣旨】

この条例が何を目的として制定するのか、どんなまちを目指しているのかを記述しています。

第1条では、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出することを目的とし、そのための橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにする旨を述べています。

なお、「私たち」、「まちづくり」、「協働」については第2条で定義しています。

## 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体(法人を含みます。)をいいます。
- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組及び活動をいいます。
- (6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

### 【趣旨】

条例の中で使われる用語のうち、まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語について、解釈上の疑義が生じないように、用語の定義を記述しています。

#### (1) 私たち

この条例では、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の主体を表現する手段として、「私たち」という主語を用いています。「私たち」は次号及び第3号で定義する市民及び市をいいます。

#### (2) 市民

この条例では、「市民」を市内に在住する住民だけでなく、在勤・在学者、その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人、市内に事業所を置く事業者、その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体(法人を含みます。)として広く定義しました。



「多様性」が重要となる時代では、まちづくりに関わる人も多様になってきています。基本的には橋本市の利益になる、橋本市の自治や協働を進めていく主体は多様であっていいと考えました。また、橋本市におけるまちづくりを進めるに当たっては、橋本市に関係する様々な人の協力が必要不可欠であると考えました。

(3) 市

市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市として定義しました。

(4) 市長等

地方自治法第138条の4では、「普通地方公共団体はその執行機関として地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより委員会又は委員を置く。」とされています。これらの執行機関を、「市長等」として定義しており、具体的には市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(5) まちづくり

様々な場面で、様々な分野で、様々な担い手により行われる、住みよい豊かな地域社会をつくっていくための取組及び活動としました。

(6) 参画

ただ参加するだけでなく、様々な担い手が自らの意思で主体的にまちづくりに関わることとしました。

(7) 協働

協働とは、様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることとしました。

**第3条 基本理念**

(基本理念)

第3条 私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

**【 趣旨 】**

橋本市のまちづくりにおける基本理念を明らかにしています。橋本市の目指すまちの姿、それに向けてのまちづくりの進め方を基本理念として記述しています。

前文にあるように、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化に対応し、全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めていくことを基本理念としました。

人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、行政主導のまちづくりはいずれ限界を迎えます。また、地域においてもまちづくりの担い手不足が今以上に顕著になってきます。これらの状況を乗り切るためには、市民と市が一体となって協働し、市民の力を活かしたまちづくりを進める必要があります。この場合、行政による押し付けであってはならず、市民一人ひとりが地域の将来を「自分ごと」としてとらえ、自発的・主体的に行動することが重要です。そこで本条文は、「私たち」が宣言するような形式で規定することとしました。

## 第4条 基本原則

(基本原則)

第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。

### 【 趣旨 】

基本理念にあるまちづくりを推進するため、まちづくりに当たっての基本原則を4つ決めました。

#### (1) 情報共有

市民参画や協働のまちづくりを進めるためには、まず市民と市、あるいは市民間や市の内部でお互いに情報を発信し、共有し合う必要があると考えました。

#### (2) 市民参画

基本理念にあるまちづくりを進めるため、市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要があります。また、市はその参画のための機会を設ける必要があるということを規定しました。

#### (3) 協働のまちづくり

市民も含め、市全体が一体となって協働のまちづくりに取り組むことを決めました。

#### (4) 相互の尊重

地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指すためには、お互いの意見や行動を尊重しあうことが重要と考え、相互の尊重を基本原則のひとつとしました。

#### (4) 第2章 市民

##### 第5条 市民の役割

(市民の役割)

第5条 市民は、自主的にまちづくりに参画します。

2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

#### 【 趣旨 】

基本理念にある協働のまちづくりを進めるため、市民が果たす役割について定めました。

#### ○第1項

協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに自主的に参画することを市民の役割としました。

#### ○第2項

まちに関心を持ち、よく知っていただくため、市民の間でもお互いに情報共有することを役割としました。

## (5) 第3章 市議会

### 第6条 市議会の役割

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。

2 市議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)によります。

#### 【趣旨】

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市議会が果たす役割について決めました。

市議会は、条例や予算の審査等を通じて、市政へのチェック機能を発揮するなど、橋本市の意思決定を行なう議決機関です。市議会は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置付けられています。市政における市議会の主な役割は、条例・予算・決算・契約・財産など、市政にかかわる重要な事柄を審議し、議決することであり、また、市民の意思を市政に反映させるという重要な役割も担っています。

橋本市の市政運営においても市議会が持つ役割は重要であることから、この条例に市議会の役割を盛り込みました。

二元代表制とは、直接選挙により市長と市議会議員を選出する制度のことをいいます。

#### ○第1項

橋本市においては、既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月2日に施行され、市議会の役割について規定されているため、第1項にはその内容を盛り込みました。

#### ○第2項

「橋本市議会基本条例」では、市議会及び議員の活動原則や市民と市議会、行政と市議会の関係等について規定されているため、この条文では「橋本市議会基本条例」を尊重し、具体的な内容については同条例によることとしています。

## (6) 第4章 市長等及び職員

## 第7条 市長等の役割

(市長等の役割)

- 第7条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。
- 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。
- 3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- 4 市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。
- 5 市長等は、協働を推進するに当たり、全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画することができるよう支援します。
- 6 市長等は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

## 【 趣旨 】

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市長及び執行機関が果たす役割について定めました。

市長は、議会の意思に沿って、住みよい豊かなまちをつくるために市政運営を行います。そのため、市長は「執行機関」と呼ばれます。

## ○第1項

市長が市政運営を行なうに当たっての姿勢を定めています。

## ○第2項

市全体として協働のまちづくりを進める上で、行政の内部、市長と各執行機関もそれぞれ相互に連携・協力し、市政運営に当たる必要があると考えました。

## ○第3項

市民参画や協働のまちづくりを進めるため、市長等は市政運営に関する情報を分かりやすく市民に提供し、市民との情報の共有に努めることを定めています。

○第4項

市民参画を実現するため、市長等はその機会を設けることを役割としました。

○第5項

市長等は、協働のまちづくりを進めるため、市民による自発的・自主的なまちづくりを支援することを定めています。

○第6項

市長等は、市の内部だけでなく、国や他の地方公共団体及び関係機関とも連携し、協力し合いながら課題の解決に当たる旨を定めています。

## 第8条 職員の役割

(職員の役割)

第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。

### 【趣旨】

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市の職員が果たす役割について定めました。

職員は、地方自治法上、長の補助機関であり、長は「その補助機関たる職員を指揮監督する」とされています。よって、職員は職務を執行するに当たっては、第7条(市長等の役割)を遵守することになりますが、これに加え、第8条では協働のまちづくりを進める上で職員が果たすべき役割を定めました。

○第1項

憲法第15条にある「公務員は全体の奉仕者」を引用するとともに、基本原則にある情報共有を進めるため、丁寧で分かりやすい説明を行うことをその役割としました。

○第2項

職員の職務遂行に当たっての姿勢を定めるとともに、意識を持って市民と協働してまちづくりに取り組む旨を定めました。

**(7) 第5章 地域づくり****第9条 地域主体のまちづくり**

(地域主体のまちづくり)

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくりを振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、地域間の調整、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。

**【趣旨】**

地域主体のまちづくりに向けて市民と市がすべきことを定めました。

## ○第1項

地域主体のまちづくりを進めるため、市民は自主的な意思によってまちづくりに取り組み、助け合いながら地域課題の解決に向けて自ら行動することを定めました。

## ○第2項

市は、第1項に規定する地域における市民の自主的なまちづくりに対して、必要な支援を行なうよう定めました。



## 第10条 地域運営組織

(地域運営組織)

第10条 市民は、一定のまとまりのある地域において、まちづくりに関わる組織として、地域運営組織を設立することができます。

2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。

3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。

4 市民は、地域社会の一員として、自主的に地域運営組織の活動に参加します。

### 【趣旨】

市民による自主的なまちづくりを行なうため、「地域運営組織」を設立できることを定めました。

なお、「地域運営組織」については、市民参画のもと、別に十分な議論が必要と考え、この条例では、「地域運営組織」の基本的な部分についてのみ定めることとしました。

#### ○第1項

前条第1項にある市民による自主的なまちづくりを行なうため、市民は地域運営組織を設立することができることを定めました。範囲については、各地域の実情に応じたものとするよう、「一定のまとまりのある地域」としました。

#### ○第2項

地域運営組織は当該地域の市民に開かれたものであること、現在活動している区・自治会や関係機関及び市と連携し、協力してまちづくりを行なっていくことを定めました。

#### ○第3項

市内の地域にはそれぞれ特色があります。地域運営組織は、その地域の特性を活かし多様なまちづくりに取り組んでいくことを定めました。

#### ○第4項

第5条にあるように、自主的にまちづくりに参画することを市民の役割としていますので、この地域運営組織にも自主的に参加いただきたいということを定めました。

**第11条 民間非営利組織**

(民間非営利組織)

第11条 自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織（個人を含みます。）は、市、区・自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

**【 趣旨 】**

区・自治会や地域運営組織等の地縁型組織だけでなく、全市的に特定の分野でまちづくりを行なっているNPOやボランティアなどの民間非営利組織についても役割を規定しました。

市全体として協働してまちづくりを行なっていくためには、地縁型組織である区・自治会や地域運営組織のほか、各分野において全市的に活動する民間非営利組織も重要な役割を担うと考え、この条文を設けました。ここでは、民間非営利組織は、市や区・自治会、地域運営組織等と連携し、まちづくりに協力するよう定めました。

なお、民間非営利組織には、NPOやボランティア団体のほか、ボランティア等を行なう個人も含めています。

## (8) 第6章 市政運営

### 第12条 総合計画

#### 第6章 市政運営

##### (総合計画)

第12条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

2 市長は、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完します。

3 市長は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参画を求めます。

4 市長は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討及び見直しを行い、市民に公表します。

#### 【趣旨】

総合計画については、地方自治法の一部改正（平成23年法律第35条）により、地方自治体の基本構想の策定義務はなくなりました。しかし、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、この条例で策定について定めることとしました。

##### ○第1項

総合計画を策定する目的を、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるためとしました。

##### ○第2項

第5章にある地域づくりを進めるため、地域別計画を策定し、総合計画を補完することとしました。この条例の趣旨に沿い、地域が主体となったまちづくりを進めるためには必要だと考えました。

##### ○第3項

総合計画の策定に当たっても、この条例の基本原則にある情報共有、市民参画を遵守する旨を定めました。

##### ○第4項

総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、実効性を担保するため、必要に応じて検討・見直しを行なうこととし、その情報を市民に公表することとしました。

**第13条 財政運営**

(財政運営)

- 第13条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定するものとします。
- 2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
  - 3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するよう努めます。

**【趣旨】**

市の財政運営のあり方について規定しました。まちづくりを進める上で、市の財政はその基盤となるものであるため、健全な財政運営が必要です。

## ○第1項

自立した財政運営を行なうため、市長の役割について定めました。

市長は財源を確保した上で、総合計画や行政評価の結果を踏まえて使途を決定する必要があります。また、これに基づき編成した予算は、市議会の議決・承認を得て執行します。

## ○第2項

円滑な、自立した市政運営のためには、財政の健全性が確保される必要があるため、市長は中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を行なう必要があります。そのため、総合計画の進行状況や次条の行政評価の結果を踏まえた上で効果的な予算編成を行い、計画的に健全な財政運営に努めるよう定めました。

## ○第3項

財政状況については、予算、決算及び執行状況を市ホームページや広報はしもなどによりこれまでも公表していますが、この条例の趣旨や基本原則である情報共有の観点を大切に、予算の編成や執行に当たっては市民への情報提供に努めるよう、この条例で定めました。

## 第14条 行政評価

(行政評価)

第14条 市長は、効果的で効率的な市政運営を行うため、総合計画基本計画策定時等に行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。

2 市長は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。

3 市長は、第1項の評価の結果を公表します。

### 【趣旨】

地方自治体を取りまく厳しい社会情勢を踏まえ、限られた資源を効果的に使用するため、市民参画のもと、行政評価を実施することを決めました。今後まちづくりを進める上では、前条の財政運営のほか、組織の改善等も含めた行政の効率化はその基盤となるものだと考えました。

#### ○第1項

行政評価を実施し、その結果を施策の見直しや予算編成、組織の改善等、市政運営に反映させることを規定しました。

#### ○第2項

基本原則にある市民協働を進めるため、評価に当たっては市民の参画を求めることとしました。

#### ○第3項

基本原則にある情報共有を進めるため、行政評価の結果は市民に公表することを規定しました。

**(9) 第7章 条例の位置付け****第15条 条例の位置付け**

## 第7章 条例の位置付け

第15条 私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。

2 市は、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

**【 趣旨 】**

この条例の位置付けについて規定しています。

## ○第1項

本来条例には上下関係はありませんが、基本理念にあるまちづくりを進めるため、市民と市はこの条例を尊重し、誠実に遵守していく旨を記述しました。

## ○第2項

第1項にあるように、市もこの条例を尊重する必要があることから、今後の条例の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨に沿い、整合性を図ることを定めました。

## (10) 第8章 条例の検証及び見直し

### 第16条 はぐくむ条例

#### 第8章 条例の検証及び見直し

第16条 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

#### 【 趣旨 】

この条例の検証・見直しについて規定しています。

将来にわたって、この条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるため、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直しながら、市民と市の皆でこの条例を育んでいくことを決めました。

この条例は、まちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっているか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。

そこで、市民参画のもとで、この条例が実効性のある条例であり続けるよう、橋本市全体で育んでいくことを述べています。

## 第17条 はぐくむ委員会

(はぐくむ委員会)

第17条 市は、前条の検証及び見直しに当たって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(以下「はぐくむ委員会」といいます。)を置きます。

2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。

3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

### 【趣旨】

前条のとおり、この条例を育んでいくため、「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」(「はぐくむ委員会」)を設置することを規定しています。

#### ○第1項

この条例の検証・見直しに当たって、「はぐくむ委員会」を設置することを規定しました。

#### ○第2項

基本原則にある市民参画を進めるため、この「はぐくむ委員会」に市民の参画を求めることとしました。

#### ○第3項

「はぐくむ委員会」の役割を記載しました。「はぐくむ委員会」は、この条例の趣旨が諸制度に反映されているか等を調査審議し、市長に意見を述べることができるとしました。

### はぐくむ委員会について

はぐくむ委員会は、はぐくむ条例の実効性の検証及び見直しについて会議を行います。

委員会は、学識経験を有する者・公的機関及び公共的団体等に所属する者・市民・その他市長が必要と認める者のうちから20人以内で組織されます。



## 第18条 委任

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定めます。

## 附則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、第10条の規定については、施行の日から3年を超えない範囲において規則で定める日から施行します。

### 附則 第10条 地域運営組織について

第10条 地域運営組織については、市民参画のもと、別に十分な議論が必要と考え、はぐくむ条例と同時に施行するのではなく、施行の日から3年以内という期間を設け、この間に議論・検討し、施行することとしました。

### III 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

#### 1 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例（全文）

##### 目次

##### 前文

第1章 総則(第1条－第4条)

第2章 市民(第5条)

第3章 市議会(第6条)

第4章 市長等及び職員(第7条・第8条)

第5章 地域づくり(第9条－第11条)

第6章 市政運営(第12条－第14条)

第7章 条例の位置付け(第15条)

第8章 条例の検証及び見直し(第16条－第18条)

##### 附則

##### 前文

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため、ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定する条例を定めます。

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります、自治と協働のまちづくりを進めていきます。

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

### (定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体(法人を含みます。)をいいます。
- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。
- (6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

### (基本理念)

第3条 私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

### (基本原則)

第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。

## 第2章 市民

### (市民の役割)

第5条 市民は、自主的にまちづくりに参画します。

- 2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

## 第3章 市議会

### (市議会の役割)

第6条 市議会は、市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。

- 2 市議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)によります。

## 第4章 市長等及び職員

### (市長等の役割)

第7条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。

- 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。
- 3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- 4 市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。
- 5 市長等は、協働を推進するに当たり、全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画することができるよう支援します。
- 6 市長等は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

### (職員の役割)

第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

- 2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。

## 第5章 地域づくり

### (地域主体のまちづくり)

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくりを振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、地域間の調整、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。

(地域運営組織)

第10条 市民は、一定のまとまりのある地域において、まちづくりに関わる組織として、地域運営組織を設立することができます。

2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。

3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。

4 市民は、地域社会の一員として、自主的に地域運営組織の活動に参加します。

(民間非営利組織)

第11条 自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織(個人を含みます。)は、市、区・自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

## 第6章 市政運営

(総合計画)

第12条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

2 市長は、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完します。

3 市長は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参画を求めます。

4 市長は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討及び見直しを行い、市民に公表します。

(財政運営)

第13条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定するものとします。

2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するように努めます。

(行政評価)

第14条 市長は、効果的で効率的な市政運営を行うため、総合計画基本計画策定時等に行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。

- 2 市長は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。
- 3 市長は、第1項の評価の結果を公表します。

#### 第7章 条例の位置付け

第15条 私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。

- 2 市は、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

#### 第8章 条例の検証及び見直し

(はぐくむ条例)

第16条 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

(はぐくむ委員会)

第17条 市は、前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(以下「はぐくむ委員会」といいます。)を置きます。

- 2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。
- 3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定めます。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。ただし、第10条の規定については、施行の日から3年を超えない範囲において規則で定める日から施行します。